

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成22年2月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成22年2月1日～平成22年2月26日

48件

(2) 内訳

① 食品安全委員会関係	8 件
委員会	0 件
広報・ホームページ・メールマガジン	6 件
リスクコミュニケーション	2 件
② 食品の安全性関係(注1)	10 件
評価全般	1 件
化学物質系	1 件
新食品	8 件
その他	0 件
③ 食品一般関係(注2)	28 件
化学物質系	6 件
新食品	0 件
衛生関係	15 件
食品表示関係	5 件
その他	2 件
④ その他	2 件

注1) 食品の健康影響評価に関すること、ファクトシートの内容に関すること等、主として食品安全委員会の行う科学的評価に係る事項

注2) 食品一般に関する事項及び表示や衛生管理等、主としてリスク管理に係る事項

(参 考)

食の安全ダイヤルへの質問等のうち主なもの
(平成20年9月～平成22年2月)

		こんに ゃく入 りゼリ ー関 連	メラミ ン(中 国製 乳製 品等 汚染) 関連	事故米 穀不正 規流通 関連	体細胞 クロー ン牛等 関連	新型イ ンフルエ ンザ関 連	DAG 油	大豆イ ソフラ ボン	小計	その他	合計
平成 20 年	9 月	1	19	67	0	0	0	1	88	83	171
	10 月	42	30	13	0	0	0	2	87	122	209
	11 月	0	8	39	0	0	0	3	50	69	119
	12 月	1	3	2	0	0	0	0	6	57	63
平成 21 年	1 月	0	0	1	5	0	0	1	7	52	59
	2 月	0	0	0	3	0	0	0	3	57	60
	3 月	0	0	0	10	0	0	2	12	59	71
	4 月	0	0	0	5	8	0	2	15	68	83
	5 月	0	1	0	5	15	0	0	21	50	71
	6 月	0	0	0	1	0	0	1	2	50	52
	7 月	0	0	0	0	0	0	1	1	50	51
	8 月	0	0	0	1	0	4	1	6	52	58
	9 月	0	0	1	1	0	21	0	23	37	60
	10 月	0	0	0	0	2	8	0	10	35	45
	11 月	0	1	0	1	1	2	0	5	43	48
	12 月	0	0	0	0	0	1	0	1	38	39
平成 22 年	1 月	3	0	0	0	0	1	1	5	44	49
	2 月	0	0	0	0	0	0	6	6	42	48
	合 計	47	62	123	32	26	37	21	348	1008	1356

(3) 問い合わせの多い質問等

Q

食品安全委員会が実施している食品健康影響評価（リスク評価）に用いる実験データなどは、どのようにして得るのですか。

A

リスク評価には、厚生労働省等のリスク管理機関からの要請を受けて行うものと、食品安全委員会が自らの判断で行うもの（自ら評価）がありますが、分野ごとに食品安全委員会によって食品健康影響評価の基準が定められており、評価基準に基づいて中立公正な立場で厳正なリスク評価が行われています。

1. 要請に基づくリスク評価の場合、厚生労働省、農林水産省や消費者庁など、リスク評価を要請した機関から提出されたデータ（実験データや国内外の論文、JECFA^{*1}や JMPR^{*2}等の評価データ）等を整理して、それをもとに評価を行うことが国際的にも原則となっています。評価にあたっては、まず、各分野の専門家からなる専門調査会においてデータ類の信頼性などについて検討し、必要な場合は、評価を要請したリスク管理機関に追加のデータ等を出すよう求めることとなります。

また、動物実験を主体とした安全性試験を適切に実施し、データの信頼性、中立性を確保するため、優良試験所基準（G L P : Good laboratory Practice）が定められており、農薬や食品添加物の実験データは、この基準を満たしたテスト機関で、定められた手順によって行われることが求められています。

2. 「自ら評価」の場合、審議の際には、第三者機関に委託して行った研究事業や調査事業による調査結果、収集整理を行った国内外の科学論文の他、評価案件に応じて食品安全委員会が独自に集めた様々なデータをもとにしてリスク評価を行います。

例えば、最近8カ国分のリスク評価がまとまった、「B S Eが発生していない国を対象とした、我が国に輸入されている牛肉、牛内臓のリスク評価」では、平成19年度に調査事業で行った「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価に関する調査」に基づき、評価対象国とした国に評価に必要な調査項目を質問票として送付し、うち、回答のあった8カ国（メキシコ、チリ、バヌアツ、パナマ、コスタリカ、ブラジル、ハンガリー、ニカラグア）からの情報に加え、当委員会が独自に各国の関係法令や関連する貿易統計、最新科学論文などを調査、収集し、データの信頼性を確保した上で、評価を行いました。

- ※1 JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives) FAO/WHO合同食品添加物専門家会議：FAO とWHO が合同で運営する専門家の会合。FAO、WHO、それらの加盟国およびコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、添加物、汚染物質、動物用医薬品などの安全性評価を行います。
- ※2 JMPR (Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues) FAO/WHO合同残留農薬専門家会議：FAO とWHO が合同で運営する専門家の会合。FAO、WHO、それらの加盟国およびコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、農薬の一日摂取許容量（ADI） や食品由来の残留農薬の摂取推定量について科学的評価を行います。

Q

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）に関する審議結果が出たと聞きました。どのような趣旨の評価なのか教えてください。

A

食品安全委員会では、平成17年に米国・カナダ産の輸入牛肉の食品健康影響評価を行いました。その後、「米国・カナダ産以外の輸入牛肉についてもリスク評価を実施して、可能な限り輸入牛肉等のリスクを明らかにする必要がある」との消費者からの要望を踏まえ、食品安全委員会自らの判断により、BSE非発生国から日本国内に輸入されている牛肉及び牛内臓について食品健康影響評価を行ってきました。

これまでBSE感染牛が見つかっていない国で、平成15年～18年度に輸入実績があった14カ国と他の家畜伝染病の関係で我が国への牛肉等の輸入が停止されている韓国を評価対象国とし、このうちオーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8カ国について食品健康影響評価の結果が取りまとめられました。

今回の評価では、BSE発生国等から輸入された生体牛や肉骨粉が各国で家畜用飼料に使用された可能性や、各国の飼料規制の状況、特定危険部位（SRM）の利用実態、さらに食肉処理工程でのリスク低減措置の有効性など検討し、リスクを評価しました。

世界的にみてもBSEの封じ込め措置が有効に働き、BSEの発生頭数が著しく減少している状況下で、BSE非発生国を対象に、各国から我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性についての絶対的な評価を行った点に特徴があります。

評価結果をとりまとめた8カ国については、いずれの国も「我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」とされました。

今回の評価結果については、東京と大阪で意見交換会を行いました。配布資料及び結果については、食品安全委員会のホームページをご覧ください。

http://www.fsc.go.jp/koukan/risk-bse2112/risk-bse2112-oosaka_tokyo.html

詳細な評価結果については、こちらを御覧下さい。

http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-hyouka-bse_world_k.pdf

また、季刊誌「食品安全」vol.22（平成22年3月下旬発行予定）において、特集記事を掲載予定です。